旧基礎の評価方法は、2026年11月1日から適用出来ません

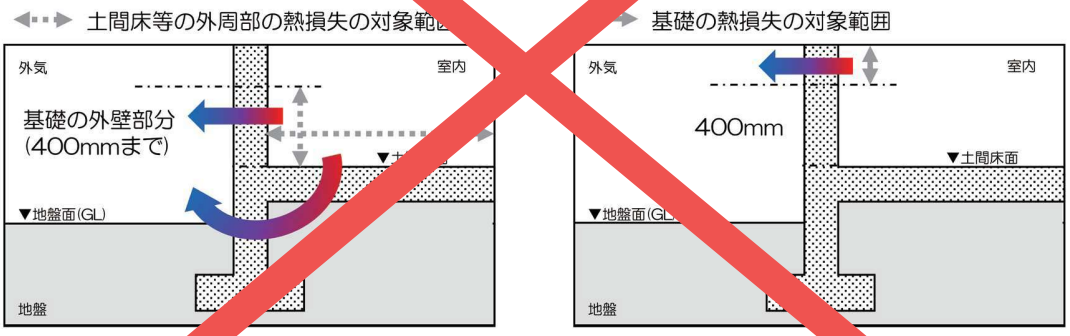
4.4 従来の基礎及び土間床等の外周部の熱損失の評価方法

(1) 従来の評価方法と現行の評価方法

基礎の断熱の場合の基礎及び土間床等の外周部の熱損失の評価方法が、2021 年 4 月から変更になりました。従来の評価方法では土間床等の外周部の熱損失と基礎の熱損失（ただし立上り高さ 400mm まで）を一体として評価していましたが、現行の評価方法は、土間床等の外周部の熱損失と基礎の熱損失は別々に評価します。

なお、従来の「土間床等の外周部の熱損失及び基礎壁の熱損失を一体として評価する方法」は、当面の間、用いることができます。

従来の評価方法

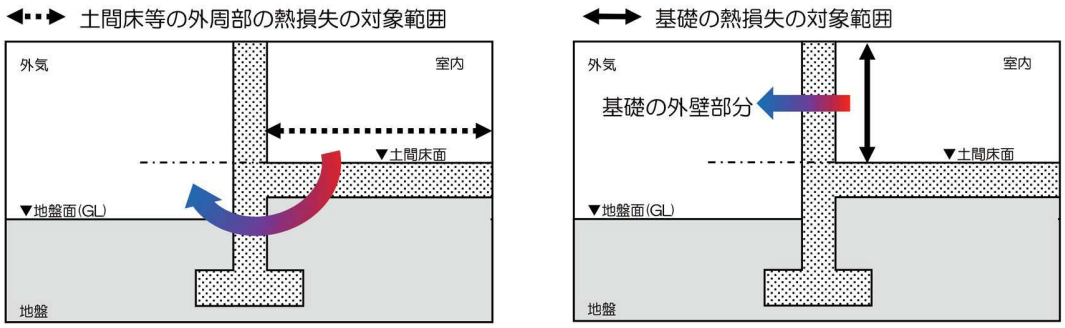


土間床等の外周部の線熱貫流率（ψ）には土間床等の外周部の熱損失に加え、地盤面から 400mm までの基礎の外壁部分の熱損失を含みます。

基礎の高さが地盤面から 400mm よりも大の場合は、基礎の高さから 400mm を減じた残りの部分（400mm より高い部分）について、外壁と同じように熱貫流率を計算します。

図 2.2.4.7 従来の評価方法

現行の評価方法（本書で解説）



現行の土間床等の外周部の線熱貫流率（ψ）には土間床等の外周部の熱損失のみ含まれます。従来含まれていた地盤面から 400mm までの基礎の外壁部分の熱損失は含みません。

従来は基礎の高さから 400mm を減じた残りの部分（400mm より高い部分）について、外壁と同じように熱貫流率を計算していましたが、現行の評価方法は、基礎の高さに関わらず全て外壁と同じように熱貫流率を計算して評価します。

図 2.2.4.8 現行の評価方法

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第69号）に係る質疑応答集

（令和８年８月６日時点）

＜目次＞

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律　（令和４年法律第69号）に係る質疑応答集 1
１　建築物省エネ法関係 2
１．省エネ基準適合の義務化 2
１－１　制度全般・義務付対象 2
１－２　増改築の扱い 7
１－３　全面義務化の施行日関係 11
１－４　省エネ性能の評価（全般） 13
１－５　仕様基準 19
１－６　省エネ計算（外皮計算・WEBプログラム） 25
１－７　省エネ基準適合確認手続き（省エネ適判・完了検査等） 31
１－８　気候風土適応住宅 42
１－９　大規模非住宅 44
１－10　その他 47
２．表示制度 51
３．建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度 55
４．住宅トップランナー制度の拡充 60
２　建築基準法関係 61
１．建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し 61
２．建築確認手続きが必要となる大規模の修繕・大規模の模様替等について 71
３．木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し 76
４．階高の高い木造建築物等の増加を踏まえた構造安全性の検証法の合理化 88
５．中大規模建築物の木造化を促進する防火規定の合理化 90
５－１　耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化 90
５－２　大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化 90
５－３　避難時倒壊防止構造の合理化 91
５－４　階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化 91
６．部分的な木造化を促進する防火規定の合理化 92
７．既存建築ストックの省エネ化と併せて推進する集団規定の合理化 95
８．既存建築ストックの長寿命化に向けた規定の合理化 99
３　建築士法関係 103
４　その他 104

	問	答	更新日
22	省エネ性能評価方法の注意事項について、個社の省エネ計算プログラムは有効なのか。	民間のプログラムのうち省エネ基準適合に係る計算に用いることができるものは、WEB プログラムとの API 連携がなされているものに限ります。ご使用のプログラムが API 連携対応かどうかは審査機関もしくはプログラムの開発メーカーにご確認ください。	
23	住宅の外皮について、外皮面積を用いない計算法（簡易計算法）が令和７年４月に廃止となるが低炭素認定や省エネ性能向上認定の制度においても同様に廃止となるのか。他、デフォルト値などで改廃がある場合、適判とその他制度での適用可否や棲み分けを示してほしい。	貴見のとおり、簡易計算法は令和７年４月に廃止し、省エネ適判だけでなく低炭素認定や性能向上計画認定等の他の制度においても廃止となります。	
24	住宅の外皮における基礎の熱貫流率の計算について、旧計算法と新計算法が併存しているが、旧計算法はいつまで使える予定か。	令和８年 10 月 31 日まで、旧評価法を適用することができます。	
25	共同住宅等における一次エネルギー消費量について、省エネ基準又は誘導基準への適合を確認するにあたり、住戸の一部を標準計算により検討し、残りの住戸を仕様基準又は誘導仕様基準にて検討した場合には、標準計算により検討した全住戸の設計値の合計が当該住戸の基準の合計を超えないことを確認すればよいか。	貴見のとおりです。なお、仕様基準又は誘導仕様基準による住戸は、各住戸の設備毎の仕様基準又は誘導仕様基準に適合していることを確認する必要がありますのでご留意ください。また、標準計算を用いた住戸について、外気等に接する部位は施工上やむを得ない部分を除き無断熱としないこと（8 地域については問わない）が必要となりますのでご留意ください。	R7.9.16 追加 R8.2.27 更新
26	断熱材については、JIS A 9521 品が使用義務となるのか。	JIS や業界規格に基づくのが原則ですが、規格がないものなどについては、当分の間、第三者認証又は自己適合宣言による試験品質及び生産品質の確認も可能としています。	R7.9.16 追加
27	省エネ性能の計算に必要な断熱材やサッシなど建材の性能や設備の性能は、どこで確認すればいいか。	以下のいずれかの方法でご確認ください。 ○国立研究開発法人 建築研究所のホームページの「建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報」に掲載されている物性値。 （https://www.kenken.go.jp/becc/index.html） ○公的試験機関の JIS 規格か ISO 規格に適合した評価方法で、第三者評価により確認され	R7.9.16 追加 R7.12.23 更新 R8.3.31 更新